

利根町告示第 83 号

利根町環境基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 利根町環境基本条例（令和 5 年利根町条例第 22 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全と創造に係る総合的な計画を策定するため、利根町環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長へ報告するものとする。

- (1) 利根町環境基本計画の素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。ただし、最初の会議については、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。